

令和6年7月22日

本校教員に対する懲戒処分について

このたび、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1. 処分年月日 令和6年7月22日

2. 被処分者 創造工学科 教授

3. 処分の内容 停職1月

4. 事案概要

被処分者は、令和5年8月に、本校学生に対し説諭を行う際に不適切な言動を行った。その後、当該学生は心身の不調をきたし、病院へ搬送された。この言動は学生に著しい精神的な苦痛を与えていたと考えられるため、本校はハラスメントとして認定し上記のとおり懲戒処分を実施した。

※具体的な不適切な言動等

「学校もお前のしたことに関しては無期相当になると。」

(懲戒が確定する前に、懲戒内容が決定しているかの印象を学生に与えた)

「名前出ちゃったらお前、就職できないぞ。」

「お前が社会で生きられなくするぐらい俺は徹底的にやるぞって思ったって、不思議なのわかるよな。」

5. 校長コメント

本校の教員がこのような行為を行ったことは誠に残念であり、あってはならないことだと考えます。被害者及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

本校ではこのことを厳粛に受け止め、このようなことが起こらないよう、学内にハラスメント防止対策に関する緊急検討ワーキンググループを設置し、ガイドラインの制定、研修の実施、学生指導体制、教育体制等の抜本的な見直し等を含め、具体的な再発防止に取り組んでいくほか、被害を受けた学生及び関係者への支援を徹底していく所存です。

今後は、学生の皆さんが安心・安全に修学し、学校生活を過ごせるよう、信頼回復に努めてまいります。

6. 釧路工業高等専門学校ハラスメント防止に係る取組

ハラスメント防止等に関する取り組みは以下のウェブサイトで公表していきます。

「ハラスメント防止等の取組について」

<https://www.kushiro-ct.ac.jp/2024/06/12/16258/>

- ・ 釧路工業高等専門学校ハラスメント防止宣言（令和6年6月制定）
- ・ 釧路工業高等専門学校ハラスメント防止ガイドライン（令和6年6月26日制定）

独立行政法人国立高等専門学校機構

釧路工業高等専門学校長

大塚友彦